

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正すること
について

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月23日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

次の理由により、改正するものであります。

- (1) 規則に委任していた年収約360万円未満相当の世帯に対する保育料負担軽減の特例措置並びに生活困窮者等の入園料及び保育料の減免に係る基準について、条例で明記すること。
- (2) 児童福祉法の一部改正により、条例で引用する同法の用語及び条項を改めること。

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和30年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同法第6条の4第2項」を「同法第6条の4第1号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第5条を次のように改める。

（入園料及び保育料の減免）

第5条 市長は、園児の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、入園料又は保育料を負担する資力がないと認めるときは、これらを減額し、又は免除することができる。

- (1) その年の所得が前年の所得と比較して著しく少ない場合
 - (2) 疾病、災害又は失業により著しく困窮している場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合
- 別表備考に次のように加える。

5 市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）のうち、備考4各号のいずれかに該当する世帯の保育料は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

6 備考3の規定にかかわらず、市町村民税均等割額のみが課税される世帯及び市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）に2名以上の特定被監護者等（園児の保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、園児の保護者と生計を一つにしているものをいう。以下同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る保育料は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る保育料は、徴収しない。

7 備考3、備考5及び備考6の規定にかかわらず、市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）のう

ち、備考4各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る保育料は、徴収しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。